

## 議案第9号

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部  
改正について

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日 提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

町道の新設又は改築の場合における自転車通行帯及び自転車道の設置に関する基準等を定める必要があるため、山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年山都町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上のものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル

まで縮小することができる。

- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「第3種の道路」を「第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第27条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第36条第1項中「第6条」の次に「、第7条の2第3項」を加え、同条第2項中「第2項」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種の道路については、改正後の第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例(平成25年条例第6号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯_____その他構造令第5条第1項に規定する国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第29条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他構造令第5条第1項に規定する国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第29条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p> <p><u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない</u></p>

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通が多い第3種の道路

\_\_\_\_\_には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通が多い第3種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種の道路(\_\_\_\_\_前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3~5 (略)

場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通が多い第3種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上のものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通が多い第3種(第4級及び第5級を除く。

次項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通が多い第3種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3~5 (略)

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種の道路(自転車道\_\_\_\_\_を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2~4 (略)

(歩道)

第10条 歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道\_\_\_\_\_を設ける第3種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2~5 (略)

(待避所)

第27条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは20メートル以上とし、その区間の車道\_\_\_\_\_の幅員は5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第36条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が第4条、第5条第2項から第4項ま

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2~4 (略)

(歩道)

第10条 歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2~5 (略)

(待避所)

第27条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第36条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が第4条、第5条第2項から第4項ま

で、第6条\_\_\_\_\_、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第14条から第21条まで並びに第24条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第7条第2項\_\_\_\_\_、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第18条第1項、第20条第2項、次条第1項及び第2項並びに第38条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

で、第6条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第14条から第21条まで並びに第24条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第7条第2項、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第18条第1項、第20条第2項、次条第1項及び第2項並びに第38条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。